

# (仮称)加美町まちづくり基本条例骨子(案)

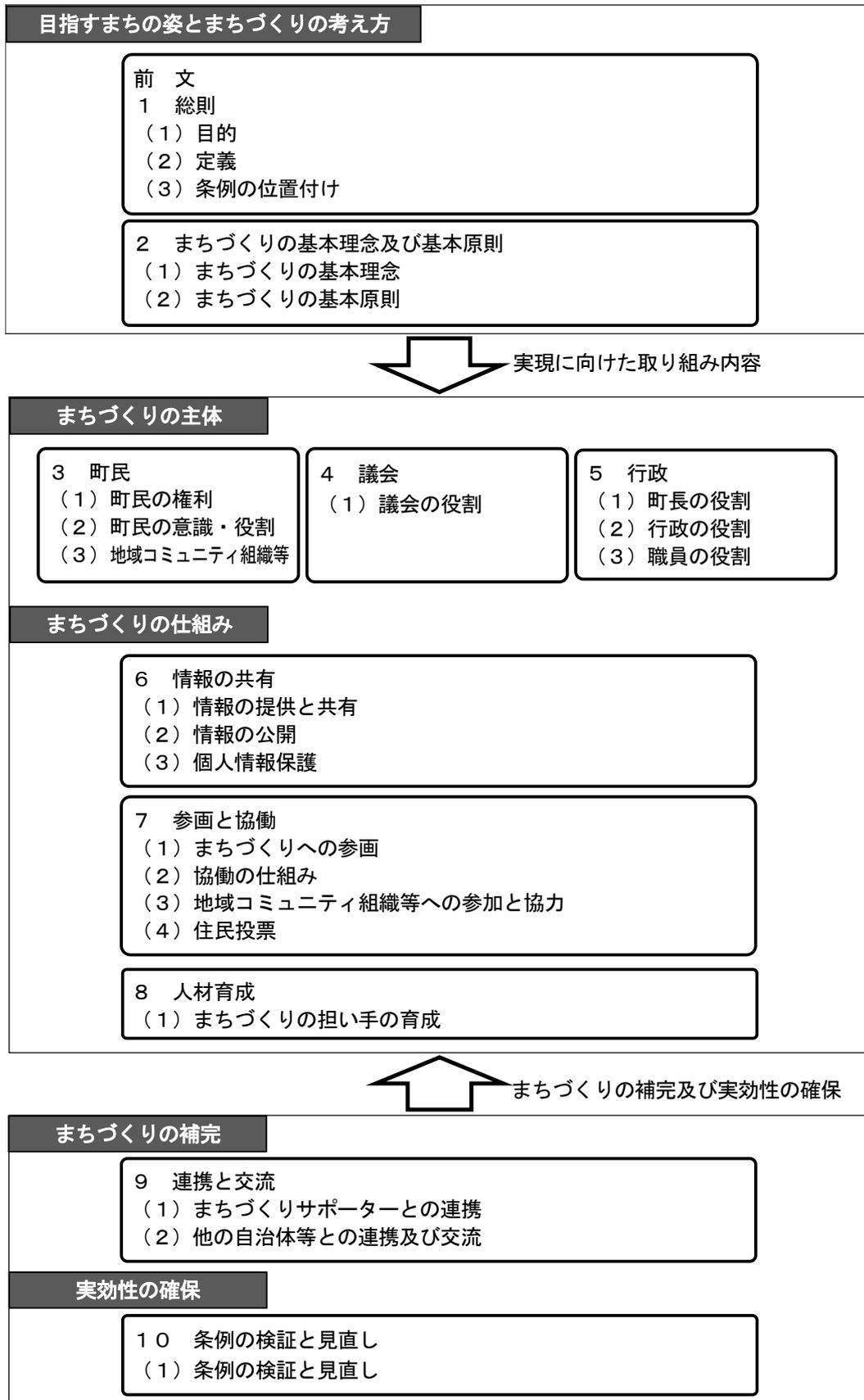
加美町まちづくり基本条例策定委員会

平成27年7月

# 目 次

I	条例の構成	2
II	条例骨子	
	前文	3
	1 総則	
	(1) 目的	3
	(2) 定義	3
	(3) 条例の位置付け	4
	2 まちづくりの基本理念及び基本原則	
	(1) まちづくりの基本理念	4
	(2) まちづくりの基本原則	4
	3 町民	
	(1) 町民の権利	5
	(2) 町民の意識・役割	5
	(3) 地域コミュニティ組織等	5
	4 議会	
	(1) 議会の役割	6
	5 行政	
	(1) 町長の役割	6
	(2) 行政の役割	6
	(3) 職員の役割	7
	6 情報の共有	
	(1) 情報の提供と共有	7
	(2) 情報の公開	7
	(3) 個人情報保護	8
	7 参画と協働	
	(1) まちづくりへの参画	8
	(2) 協働の仕組み	8
	(3) 地域コミュニティ組織等への参加と協力	9
	(4) 住民投票	9
	8 人材育成	
	(1) まちづくりの担い手の育成	9
	9 連携と交流	
	(1) まちづくりサポーターとの連携	9
	(2) 他の自治体等との連携及び交流	10
	10 条例の検証と見直し	
	(1) 条例の検証と見直し	10
III	条例によるまちづくりのイメージ	11

# I 条例の構成



## II 条例骨子

### 前 文

- ・平成15年4月1日に旧中新田町と旧小野田町、旧宮崎町が合併して加美町が誕生しました。
- ・船形山や薬菜山などの雄大で美しい山なみ、鳴瀬川と田川に続く田園風景などを背景として先人たちの営みがあり、中新田の虎舞や小野田の田植踊、切込焼など地域独自の文化や伝統、そして人々を育んできました。
- ・先人たちが築いてきたまちを発展させ、次世代を担う子どもたちに引き継がなければなりません。
- ・町民が主体となり、まちづくりの場に参加し、人とのつながりを深め、協力し合いながらまちづくりを進めていくことが重要です。
- ・町民、議会、行政が互いに力を合わせて進めるまちづくりを基本とします。

#### 【説明】

- ・前文については、他の自治体を参考にすると、次のとおりです。
- ・前文は、基本条例全体の理念や解釈の指針を示すために置かれている。
- ・この条例を策定することに至った動機や背景、条例全体の意義や目指すべき方向性を示している。
- ・条例を多くの人に知ってもらうため、親しみやすく、分かりやすい表現にしている。

#### 【参考となる住民意見(例)】

- ・ふるさは良かった、ふるさに戻りたいと思えるようなまちづくり。
- ・子どもたちが良い思い出を残せる環境づくり。
- ・どういう「まち」にしたいのかを示す。

### 1 総則

#### (1) 目的

- ・まちづくりの基本理念や基本原則を明らかにします。
- ・町民、議会、行政の役割等を定めます。
- ・情報を共有し、参画と協働によるまちづくりの仕組みを定めます。

#### 【説明】

- ・この条例をなぜ制定するのか、その目的を示します。
- ・この条例は、まちづくりの基本理念と基本原則、町民・議会・行政の役割等とまちづくりの仕組みを定めることで、目指すべきまちを実現することを目的とします。

#### (2) 定義

- ・町民…住民（町内に住所を有する者）、町内へ通勤・通学する者及び町内で事業若しくは活動を行う個人・法人その他の団体をいいます。
- ・町……議会及び行政をいいます。
- ・行政…町長及び執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいいます。
- ・参画…町民が町政及び地域のまちづくりに主体的に参加することをいいます。
- ・協働…町民と議会及び行政が相互に理解し、それぞれの役割と責任を踏まえ、協力しながら課題の解決にあたることをいいます。

#### 【説明】

- ・この条例で使われている用語のうち、この条例の解釈にあたり、明確にしておかなければならない用語について定義付けをします。

- ・町民については、まちづくりを進めていく上で、加美町に住んでいる人だけではなく、加美町に通勤、通学している人や事業者・団体等の参加も必要であると考えられることから幅広く定義しています。
- ・執行機関には、地方自治法上、公平委員会も含まれますが、加美町では宮城県に事務の委託をしているので除いています。

**【参考となる住民意見(例)】**

- ・「協働」という言葉をよく使うが、協働とは何かを説明する。
- ・町民が理解できるように用語の定義を説明する。

**(3) 条例の位置付け**

- ・まちづくり基本条例は、まちづくりの基本として、町民、議会、行政が最大限に尊重するものとしします。

**【説明】**

- ・この条例の位置付けについて定めます。
- ・条例間に上下関係はありませんが、この条例が本町のまちづくりにおいて最高規範性を持つものとしします。

**【参考となる住民意見(例)】**

- ・この条例が最高規範性を持つ。

**2 まちづくりの基本理念及び基本原則**

**(1) まちづくりの基本理念**

- ・町民がまちづくりの主体となります。
- ・町民はまちづくりの場に参加し、地域の課題解決に取り組みます。
- ・町はまちづくりに町民の意見を反映させ、町民との協働によるまちづくりを進めます。

**【説明】**

- ・まちづくりを進める上で基本的な考え方について定めます。
- ・町民が主体となり、まちづくりの場に参加しながら人とのつながりを深め、町民と町が協力し合いながらまちづくりを進めていくこととしします。

**【参考となる住民意見(例)】**

- ・まちづくりへの参加が少ないのは地域のことを知らないから。地域や歴史等を知ることで、愛着などが生まれ、若者もまちづくりに参加するようになる。
- ・この町に暮らす者が主体にならないといけない。
- ・まちづくりに町民の意見が反映される「まち」。

**(2) まちづくりの基本原則**

- ・情報共有を原則としします。
- ・参画することを原則としします。
- ・協働することを原則としします。

**【説明】**

- ・基本理念に基づくまちづくりの進め方の原則について定めます。
- ・これらの原則に基づき、まちづくりの仕組みについて定めます。

**【参考となる住民意見(例)】**

- ・まちづくりの目標を共有し、互いの役割を認識して行動する。
- ・町民と行政で情報を共有する。
- ・住民、議会、行政が協働する。

### 3 町民

#### (1) 町民の権利

- ・町民は、まちづくりに関する情報を知る権利があります。
- ・町民は、まちづくりに参画する権利があります。

**【説明】**

- ・基本理念に基づき、町民の権利について定めます。
- ・町民は、まちづくりに関して必要な情報を知らないとは参画することはできないので、まちづくりに関する情報を知る権利を持ち、そして、まちづくりに参画する権利を持っています。

#### (2) 町民の意識・役割

- ・町民は、まちづくりの担い手として、まちづくりに関心を持ち、まちづくりの活動に主体的に参加するよう努めなければなりません。
- ・町民は、まちづくりの活動に参加する際は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、お互いを尊重しなければなりません。

**【説明】**

- ・基本理念に基づき、町民の意識・役割について定めます。
- ・町民の生活が多様化している状況の中で、まちづくりの活動になかなか参加できない人も、まちづくりの担い手として、できる限り関心を持って、できる範囲で活動に参加するよう努めます。
- ・まちづくり活動の中では、自分の言動に責任を持つだけでなく、自分と違う考えを持つ人についても尊重することが必要です。

**【参考となる住民意見(例)】**

- ・まちづくりへの関心（高い参加意識を持つ、仕事等に支障がなければ参加する、地域の問題は地域で解決する）。
- ・町民は「まちづくり」に主体的に参加する意識が必要。

#### (3) 地域コミュニティ組織等

- ・地域的なつながりや同じ目的を持って町内で活動する団体を、地域コミュニティ組織等といいます。
- ・地域コミュニティ組織等は、地域活性化及び地域の課題解決に資する活動に努めます。

**【説明】**

- ・基本理念に基づき、地域コミュニティ組織等の定義と役割について定めます。
- ・地域コミュニティ組織等は、地域資源を活用して活性化を図るほか、地域が抱えている課題の解決に取り組むよう努めます。

**【参考となる住民意見(例)】**

- ・まちづくりにおいて、地域コミュニティの再定義、役割を位置づける。
- ・地域で求められているのは、行政区・班・近所付き合いといった昔からあるコミュニティ内での「協働（共助）」。
- ・地区コミュニティ推進協議会が全地域に必要。

## 4 議会

---

**(1) 議会の役割**

- ・議会は、議会基本条例に基づき、町政運営を監視し、また、政策を立案・提言するなど、公正性及び透明性を確保し、開かれた議会運営を行うものとします。

**【説明】**

- ・議会の役割について定めます。
- ・本町では、議会基本条例の制定に向けて検討されていますので、議会基本条例に基づいて議会の役割を規定します。

**【参考となる住民意見(例)】**

- ・開かれた議会づくり（情報公開、意見を聞く場の設定、若者等が議会を傍聴できる雰囲気づくり、夜間・土日の議会開催等）

## 5 行政

---

**(1) 町長の役割**

- ・町長は、町の代表者として、公正かつ誠実に町政運営を行うものとします。
- ・町長は、地域の状況や町民の意見を的確に把握し、町政に反映するよう努めます。

**【説明】**

- ・町の代表者としての町長の役割について定めます。
- ・町長は公正かつ誠実に町政を運営し、町政の現場である地域の状況を把握し、また、町民の意見を町政に反映するよう努めます。

**(2) 行政の役割**

- ・行政は、事務を公正かつ誠実に執行するものとします。
- ・行政は、地域の状況や町民の意見を的確に把握し、その情報を共有するとともに、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。
- ・行政は、職員が町民と対話しやすい環境づくりに務めます。

**【説明】**

- ・行政の役割について定めます。
- ・行政は公正かつ誠実に事務を執行するとともに、情報を共有して総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。
- ・行政は、町民が気軽に話せる場をつくることに務めます。

**【参考となる住民意見(例)】**

- ・縦割りから情報共有による横の連携。
- ・気軽に話せる（相談できる）場、雰囲気づくり。
- ・町民をたらい回ししない、ワンストップサービスの体制づくり。
- ・町民と行政の間に距離がある。

### (3) 職員の役割

- ・職員は、町民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うものとします。
- ・職員は、地域の一員としての自覚を持ち、地域活動に参加するよう努めます。
- ・職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めます。

#### 【説明】

- ・職員は、町政を実際に担う者として果たす役割の重要性が高いことから、職員についても役割を定めます。
- ・職員は、公正かつ誠実に職務を行うだけでなく、地域の一員として地域活動にも参加するよう努めます。

#### 【参考となる住民意見(例)】

- ・地域へ職員が参画する。
- ・職員の意識改革。

## 6 情報の共有

### (1) 情報の提供と共有

- ・町民と町は、まちづくりに関する情報を多様な手段を活用して提供し合い、情報の共有に努めます。
- ・町は、情報の提供にあたっては、正確で分かりやすく、迅速に提供するとともに、町民がまちづくりに関心を抱くよう配慮します。

#### 【説明】

- ・町民は、まちづくりに関する情報を知る権利に対応して、情報の提供・共有について定めます。
- ・町だけでなく町民も情報を提供するものとし、町は把握した情報を町民に提供し情報の共有に努めます。情報の提供にあたっては、紙面やインターネット等多様な手段を活用します。
- ・町は、町民が町政に関心を持つように、正確で分かりやすい情報発信に配慮します。

#### 【参考となる住民意見(例)】

- ・町民と行政で情報を共有するだけでなく、お互い情報を認識する。
- ・情報を相手(町民・行政)に伝える。
- ・若者や高齢者、子育て世代など、情報の受け手に合わせた情報発信をする。
- ・情報に公平性を持たせる。
- ・町民一人ひとりが町に関心を持つような情報発信をする。
- ・町民も情報を待っているだけでなく、自分で情報を入手する。

### (2) 情報の公開

- ・町は、町民のまちづくりに関する情報を知る権利を尊重し、非公開情報が記録されていない限り、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

#### 【説明】

- ・町民は、まちづくりに関する情報を知る権利に対応して、情報の公開について定めます。
- ・本町では、既に情報公開条例が定められており、実施機関(町長及び執行機関、議会等)が保有する公文書の公開について定めています。

#### 【参考となる住民意見(例)】

- ・情報をどこまで公開したら共有したことになるのか情報のバランスを考える必要がある。

### (3) 個人情報保護

- ・町は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を公正かつ適正に取り扱います。

#### 【説明】

- ・情報の提供・共有を前提として、個人情報の保護について定めます。
- ・本町では、既に個人情報保護条例が定められており、実施機関（町長及び執行機関、議会等）が保有する個人情報の適正な取り扱いについて定めています。

## 7 参画と協働

### (1) まちづくりへの参画

- ・町は、町民がまちづくりへ参画することができる機会を確保します。
- ・町は、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、町民の参画の推進に務めます。

#### 【説明】

- ・町民は、まちづくりに参画する権利に対応して、まちづくりへの参画について定めます。
- ・行政は、町民参加の多様な機会をつくとともに、政策に関する各段階へ参加できるように努めます。

#### 【参考となる住民意見(例)】

- ・住民の意見を具体化させる。
- ・多くの参加パターン（時間、場所等）を作って実施する。
- ・住民が参加できる範囲（小さな事）で実施する。
- ・町民もまちづくりについて提案できる仕組みづくり。

### (2) 協働の仕組み

- ・町民と町は、まちづくりの課題を解決するため、それぞれの責任のもとに、役割を分担し、連携・協力して行う協働によるまちづくりを推進します。
- ・町は、町民と町が情報を共有し、協働のまちづくりを推進する参加の場をつくり出します。
- ・行政は、町民主体の協働のまちづくり活動への取り組みを支援します。

#### 【説明】

- ・町民と町が役割を分担し、連携・協力してまちづくりに取り組むことを定めます。
- ・協働のまちづくりを推進するために、町民が参加できる多様な場をつくり、人のつながりをつくり出します。
- ・町民主体のまちづくり活動を行政は支援します（町民提案型まちづくり事業等）。

#### 【参考となる住民意見(例)】

- ・得意分野で活躍していただく。
- ・人が集まる場をつくる（世代間交流の場、若者が活動する場、母親が子どもを連れていきやすい場、子育て等の相談ができる場、高齢者が知識と技術を活かせる場）。
- ・様々な人のつながりをつくる。
- ・町民提案型まちづくり事業（町民主体のまちづくり事業への補助。既存事業）

### (3) 地域コミュニティ組織等への参加と協力

- ・町民は、地域コミュニティ組織等による活動の役割と必要性について理解を深め、参加・協力し、より良い地域社会の形成に務めます。

#### 【説明】

- ・地域のまちづくりを推進するために、地域コミュニティ組織等の活動へ町民が参加・協力することを定めます。
- ・町民が地域コミュニティ組織等に参加することを義務付けるものではありませんが、可能な範囲で参加・協力してまちづくりに取り組むことに務めます。

#### 【参考となる住民意見(例)】

- ・地域で求められているのは、行政区・班・近所付き合いといった昔からあるコミュニティ内での「協働（共助）」。
- ・様々なコミュニティが連携して地域課題を解決する場づくり。
- ・若者等多様な人たちが担える地域コミュニティづくり。

### (4) 住民投票

- ・行政は、まちづくりに関する重要事項について、住民の意思を確認するため、その実施に関する必要事項を別に条例で定めることにより、住民投票を実施することができます。
- ・町民と町は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

#### 【説明】

- ・間接民主制を補完し、町民の意思を確認するための制度として、住民投票制度について定めます。
- ・住民投票は、町民に必要な情報が提供され、町民や有識者などによって十分に議論された上で、なお、町民の意思を確認する必要がある場合に実施するものとします。

## 8 人材育成

### (1) まちづくりの担い手の育成

- ・行政は、持続可能なまちづくりを進めるために、まちづくりの担い手を育成するよう努めます。

#### 【説明】

- ・将来にわたってまちづくり活動が継続されるように、まちづくりの担い手育成について定めます。

#### 【参考となる住民意見(例)】

- ・若者が地域に興味を持つ環境づくり。
- ・子どもの頃から参加できる環境づくり。
- ・女性が家庭で担う役割の変化（家庭内協力）。
- ・まちづくりに関わる人の育成。

## 9 連携と交流

### ① まちづくりサポーターとの連携

- ・町民と町は、専門的な知識・経験を有する者や、加美町のまちづくりに興味や熱意のある町外のまちづくりサポーターの協力・連携を得ながら、効果的なまちづくりを推進します。

**【説明】**

- ・町民、議会、行政によるまちづくりを補完する仕組みとして、まちづくりサポーターとの連携について定めます。
- ・総合計画において、まちづくりサポーターを「加美町のまちづくりに興味や熱意、専門的な知識・経験を有する町内外の人材」としています。
- ・現在、宮城大学と加美町との連携協力に関する協定を締結しています。
- ・町外のふるさと納税者や移住定住希望者等の意見・提案を受け入れる体制を整備し、まちづくりへ活かしていきます。

**【参考となる住民意見(例)】**

- ・有識者などからまちづくりに対する提案を受ける仕組みづくり。
- ・サポーターは様々な専門性を持った外部人材。
- ・まちづくりの主体はプレイヤー（町民、議会、行政）。外部人材はあくまでもサポート的な立場になる。

**(2) 他の自治体等との連携及び交流**

- ・町民と町は、まちづくりの課題の解決するため、他の自治体及び関係機関団体等との連携及び交流を推進します。

**【説明】**

- ・多様化・広域化するまちづくりの課題を解決するため、他の自治体等との連携・交流の推進について定めます。
- ・現在、災害時相互応援に関する協定を千葉県市川市、山形県山形市、尾花沢市と締結しているほか、山形県尾花沢市、大石田町、宮城県大崎市、加美町の2市2町で、国道347号「絆」交流促進協議会を設置しています。

**10 条例の検証と見直し**

**(1) 条例の検証と見直し**

- ・行政は、この条例の目的が達成されているか検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

**【説明】**

- ・この条例を、目的の達成状況や社会情勢の変化等に応じて、より良い条例にするために検証し、必要に応じて見直します。

### Ⅲ 条例によるまちづくりのイメージ

**まちづくりの基本理念**

- 町民がまちづくりの主体となります。
- 町民はまちづくりの場に参加し、地域の課題解決に取り組みます。
- 町はまちづくりに町民の意見を反映させ、町民との協働によるまちづくりを進めます。

**町 民(権利・役割など)**

- 定義：住民、在勤、在学している人、事業者、団体等
- 権利：情報を知る権利、まちづくりに参画する権利
- 意識・役割：まちづくりに関心を持ち、自らの発言と行動に責任を持って活動に参加

参加・協力

**地域コミュニティ組織等**

- 役割：地域活性化及び地域の課題解決に取り組む

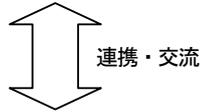


**議 会(役割)**

- 役割：議会基本条例に基づき、開かれた議会運営
- ※議会基本条例が制定・運用されることを前提

**行 政(役割)**

- 定義：町長及び執行機関（教育委員会、農業委員会など）
- 町長の役割：公正かつ誠実な町政運営を行う等
- 行政の役割：情報共有による連携したまちづくり等
- 職員の役割：地域活動への参加等



**まちづくりサポーター**

- 町外の方で有識者や加美町に関心のある方々

**他の自治体等**

- 災害時相互応援に関する協定
- 国道 347 号「絆」交流促進協議会等